

全国商工会議所の 情報セキュリティサポート保険

サイバー保険(業務過誤賠償責任保険普通保険約款・サイバー保険特約条項)

最大
60%以上
割引

※セキュリティ対策確認
シートの提出による
割引を適用した場合



インターネットの リスクに備える

保険期間

毎月1日(午後4時)から1年間

(このパンフレットは2025年3月1日～2026年2月1日保険
始期契約まで有効です。)

[契約者]



日本商工会議所

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

突然ですが

情報セキュリティ対策、 していますか？



最近よく、情報セキュリティ、
サイバー攻撃という言葉聞くけど、

インターネットを使っている、中小企業には関係ない、

他人事だと思っていないですか？

実際に、中小企業はサイバー攻撃の脅威に晒されています！

中小企業は人材や予算の制約からセキュリティ対策が手薄なことも多く、サプライチェーンを構成する中小企業がサイバー攻撃を受けることで、被害が取引先に波及する例もあります。

FACT 1

中小企業約1,100社に対し、
社内アクセスへの侵入等を試みる
不審なアクセス検知数

181,536件

FACT 2

国内企業の

約**7社に1社**が
サイバー攻撃を経験

FACT 3

対処を怠った場合の想定被害額が

5,000万円超
の案件も確認

出典1: 令和2年度版中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け事業)成果報告書(全体版)

出典2: 一般社団法人日本損害保険協会「サイバー保険に関する調査2018」



業種や事業規模を問わずにサイバー攻撃や不審なアクセスなどの脅威に晒されている。

中小企業のシステムを乗っ取り、大手企業を攻撃する「踏み台攻撃」も多発。

ウイルス対策ソフトの導入といった既存対策だけでは攻撃を防ぎきれない実態も明らかに……。

ひとたび情報セキュリティ事故が発生すると…

原因調査から顧客・取引先への謝罪などの各種対応や巨額な損害賠償が発生します。

個人情報・機密情報が
漏れた！

システムが使えず
業務に支障が！

データの消失や
プログラムの改ざん！

システム機器や
通信機器が損壊した！

データを暗号化され
予期せぬ
復旧費用が発生！

メールシステムの
不正アクセスにより
犯罪に巻き込まれた！

情報が漏れいして
他人の権利侵害！

事故対応の遅延により
取引先・顧客の
信頼が失墜！

法令等の違反により
行政対応が発生！



事例

情報セキュリティ事故・情報漏えいによる損失

マルウェア感染により、自動車工場のシステムがオフラインになり、組立ラインで働く従業員の作業が中断。生産がおよそ半日間停止した。
(自動車メーカー)

約1億円の
損害

半導体工場の最終ラインで、品質検査を行う検査装置がUSBメモリ経由によりマルウェア感染した。

(半導体メーカー)

生産ライン
停止

電子メールに添付したマルウェアを介してアカウント情報を入手した後に製鉄所のオフィスネットワークに攻撃者が不正侵入。さらに生産設備の制御システムに不正侵入を拡大させた。
(製鉄所)

ビジネス
中断

外部からの不正アクセスによってデータが暗号化され、出荷・注文などができなくなった。

(製造)

取引先からの
賠償請求

外部からの不正アクセスにより、約42万件の個人情報(約5.6万件のクレジットカード情報を含む)が流出した。

(小売)

公式
オンラインの
全サービス
ストップ

在宅勤務時に業務端末でSNSを利用したことにより複数の機器がウイルス感染し、対象機器のネットワークからの遮断を行った。

(サービス業)

ウイルス
拡散・
ネットワーク
遮断

請求の内容によっては、保険金のお支払い対象とならない場合があります。

情報セキュリティサポート保険(サイバー保険)は、 情報化社会をとりまく新たなリスクに対して、 **3つの補償**をご用意しています。

第三者に対する 賠償責任

サイバー攻撃によるシステムの機能停止や情報漏えいの発生によって、取引先やお客さまに損害を与え賠償責任を負った。

[法律上の損害賠償金]
[争訟費用] など

システムが停止したことにより、業務がストップしてしまい、売上がダウンし、利益が減少した。

[喪失利益] [収益減少防止費用]
[営業継続費用]

事故発生時の 各種対応費用

事故原因を調査し、影響範囲の特定や損害の拡大防止、被害者対応などに関する費用が発生した。

[原因調査費用] [見舞費用]
[信頼回復費用]
[データ復旧費用] など

喪失利益・ 営業継続費用

(オプション)

情報セキュリティ事故が発生した際にはトータルでサポート!

詳しくは→P.9~10

SOMPOサイバーインシデント サポートデスク

(本保険以外でも、損保ジャパンのご契約者であれば利用可能)

事故が発生した際に、まずご相談ください。経験豊富な担当者が初動対応のアドバイスを行います。

相談



調査



記者会見



コールセンター対応



情報化社会の多様なリスクを包括的にカバー

事故原因調査から データ復旧にいたるまでの 一連の対応費用を補償!

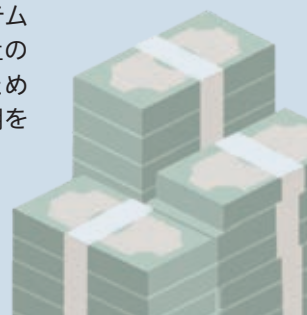
サイバー攻撃が発生した場合の原因調査、信頼回復、広報対応、損壊したデータの復旧にいたるまでの一連の費用を補償します。



詳しくは→P.6

システム停止による 甚大な営業損失も補償! (オプション)

業務に使用しているシステムが停止したことによる、貴社の喪失利益や営業継続のために必要となった臨時の費用を補償します。



詳しくは→P.7

全世界での事故を補償!

情報セキュリティ事故による被害はボーダーレスのため、全世界で発生した事故や損害賠償請求が補償対象です。



従業員の 操作ミスにより生じた 損失も補償!

外部からの不正アクセスやマルウェア感染などの事故だけでなく、従業員のシステム設定ミスなどの内部起因の事故によって生じた損害賠償請求および各種対応費用も補償します。



カバンの置き忘れ などによる 情報漏えいも対象!

インターネットを通じた情報の漏えいのみならず、カバンの置き忘れや書類の紛失などの電子データ以外での情報漏えい、またはそのおそれによって生じた損害賠償請求および各種対応費用も補償します。



システム開発などの IT事業のリスクも カバー可能!(オプション)

ソフトウェアの開発やクラウドサービスの提供など、IT事業の遂行に起因した損害賠償請求および各種対応費用も補償します。



詳しくは→P.8

基本補償

次のような事故により、被る損害に対して保険金をお支払いします。

第三者に対する賠償責任

サイバー攻撃の発生などに起因して他人に損害を与えた場合の法律上の損害賠償金などの補償

以下の4つの事故が発生したことにより、お取引先などの第三者に被害を与えてしまい、貴社が法律上の賠償責任を負うことによって生じる損害を補償します。

①サイバー攻撃

不正アクセスやDDoS攻撃、データの改ざん・破壊など
貴社のシステムに対する外部からの攻撃による損害



②情報漏えい・おそれ

貴社の業務における情報漏えい、またはそのおそれによる損害



③デジタルコンテンツ不当事由

貴社の業務の一環としてのデジタルコンテンツの提供などによる名誉き損やプライバシー侵害、著作権侵害などによる損害



④ITユーザー業務による偶然な事故

上記①～③以外の貴社の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害

(貴社内でのシステム運用や利用におけるシステム不具合などの事故をいいます)



※使用人等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害も補償します。ただし、犯罪行為や背任行為等を行った使用人等自身の被る損害については補償しません。

[想定事故例とお支払いする保険金（中小企業の場合）]

事故概要

小規模の小売業者において、パッケージを活用して運営していたECサイトに外部からの不正アクセスを受け、約1,000件の顧客クレジットカード情報が流出した。

原因

同社のシステムの一部に脆弱性があり、その脆弱性を突いた攻撃であることが判明した。また、ECパッケージに対しては適時適切に最新のパッチソフトウェアを適用する必要があるが、そこまで手を回すことができていなかった。

想定される損害と保険金（※）

<賠償責任>
個人情報漏えいについての賠償金 1,000万円
<各種対応費用>
個人情報漏えいについての見舞金 1,000万円
調査費用 500万円
ネットワーク復旧費用 100万円

合計：約**2,600万円**

合計
約**2,600万円**
の損害

※本事例は実際にあった事故をもとに事故内容・金額等を一部加工したものです。

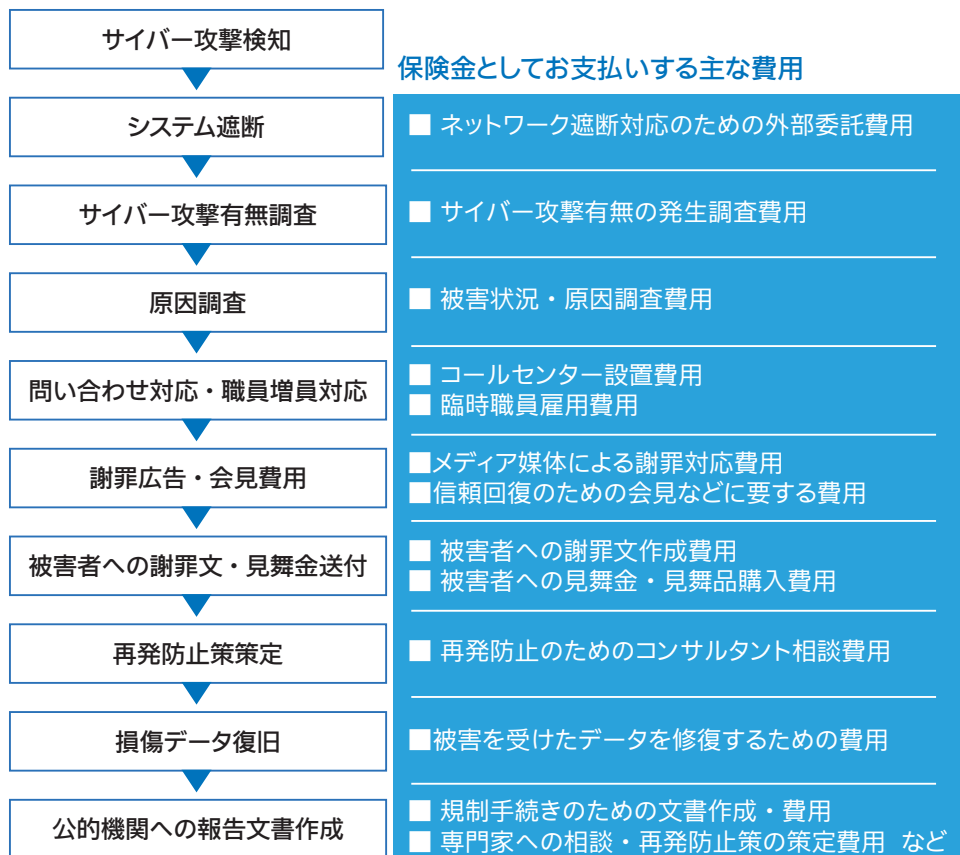
※想定損害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際にお支払いする保険金は契約の条件によって異なります。

事故発生時の各種対応費用

「サイバー攻撃」の発生などに起因して生じる
「事故調査」から「解決／再発防止」までの諸費用の補償

サイバー攻撃の発生により、情報漏えいなどが生じた場合には、以下のように多くの対応が求められます。サイバー保険では一連の費用(※)を幅広くカバーできます。

※「事故対応特別費用」「サイバー攻撃対応費用」「情報漏えい対応費用」「法令等対応費用」の4種をさします。



事故発生後の
対応に必要な
費用を包括的に
お支払いします。



※上記のフローと保険金の範囲は一例であり、実際にお支払いする保険金は契約の条件や事故の内容によって異なります。
※各費用保険金の詳細についてはP.15～16をご覧ください。



サイバー保険の緊急時対応機能

- サイバー保険で補償対象とするサイバーセキュリティの被害は、**事故の早期対処が極めて重要であり、対応の遅れは被害の拡大を招きます。**
- サイバー保険では、緊急時対応に要する費用を包括的に補償しているだけでなく、**緊急時に要する対応を「緊急時サポート総合サービス(P.9～10)」を通じてサポートすることができ、お客さまの有事における負担の軽減を図ることができます。**

[想定事故例とお支払いする保険金(中小企業の場合)]

事故概要

従業員20名ほどの企業において、社員のパソコンがEmotetに感染した。情報漏えいの発生は無かったものの、原因調査に高額の費用を要することとなった。

原因

得意先から添付した請求書の確認を依頼するメールが届き、至急の対応が必要と考えた担当社員が添付ファイルを開封したところ、実際にはなりすましメールであり、Emotetに感染してしまった。

想定される損害と保険金^(※)

損害調査費用 約700万円
(感染したPCの詳細調査・解析費用)

合計：約**700万円**

合計
約**700万円**
の損害

※本事例は実際にあった事故をもとに事故内容・金額等の一部加工したものです。
※想定損害額は、一定の仮定に基づいて計算しているものです。実際にお支払いする保険金は契約の条件によって異なります。

オプション補償

以下は、サイバー保険にセットできる主なオプションです。貴社の業務実態に即した補償内容の設計が可能です。

喪失利益・営業継続費用（オプション）

サイバー攻撃などによって発生するシステム停止の影響は、取引先、顧客などからの損害賠償リスクおよび事故に対する各種対応だけではありません。



システム停止によって引き起こされる業務中断は、財務基盤に甚大な影響を及ぼします。

利益・営業継続費用補償追加条項

サイバー攻撃などにより自社システムが中断・停止し、業務が中断したことにより発生する、自社の喪失利益や利益の減少を抑えるための費用、営業を継続するための費用を補償します。

お支払いする保険金の種類

喪失利益	サイバー攻撃などに起因するシステム停止によって営業が休止・阻害されて生じた損失のうち、サイバー攻撃などがなければ得ることができた営業利益および経常費。
収益減少防止費用	営業収益の減少を防止または軽減するために必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える以下の費用。 ※ただし、サイバー攻撃などの実行者に支払う身代金は含みません。
営業継続費用	◇収益減少防止費用：サイバー攻撃などによる影響が消滅し収益が回復するまでの期間に支出した費用（費用の支出によって減少することを免れた営業収益に利益率を乗じた額が限度です。） ◇営業継続費用：システムの機能が復旧するまでの期間に支出した費用（期間内に支出を免れた費用や収益減少防止費用の額を控除します。）

【保険金お支払い対象となるケース】

- 製造業者がサイバー攻撃を受けたことによりシステムが停止し、原因調査期間中に工場を稼働させることができず、**利益が減少**した。
- インターネットでチケットのオンライン販売をするスポーツ事業者のネットワークがマルウェア感染したことにより、復旧までの間、臨時に別のネットワークを立ち上げて対応するために、**臨時費用**を支出した。

さらに

自主的停止による利益補償追加条項

※利益・営業継続費用補償追加条項が付帯されている場合のみセットすることができます。

サイバー攻撃が発生し、被害拡大防止のための調査や早期復旧などのために自社システムを自主的に停止したことにより発生する、自社の喪失利益や利益の減少を抑えるための費用、営業を継続するための費用を補償します。

【保険金お支払い対象となるケース】

- ECサイトを開設し、自社商品を販売していたが、そのECサイトがサイバー攻撃を受けたため自主的にシステムを停止し、調査や復旧対応を行った。復旧までの期間、ECサイトでの販売ができず、自社の**利益が減少**した。
- 配送管理を行っているシステムがサイバー攻撃を受けた物流業者は、判明してすぐに自主的にシステムを停止し、情報漏えいの調査などを行ったが、システム停止期間中、出荷や配送の管理ができず、業務が中断し、自社の利益が減少するだけでなく、臨時の管理システムを導入したことによる**臨時費用**が発生した。



その他オプション①

ITサービス業務を補償(ITサービス業務補償追加条項)

ITサービス事業者として提供するソフトウェア・プログラムの瑕疵などに起因する損害を補償します。

サイバー保険の基本補償では、貴社が第三者に対して対価を得る目的でソフトウェア・IT関連製品の開発やクラウドサービスを提供することに起因して発生した損害は補償されません^(※)。アプリ開発やIoT機器製造などITサービス業務を行う場合には本オプションをセットすることをご検討ください。

(※損害の発生が情報漏えいに起因する場合は基本補償に含まれます。)



その他オプション②

サイバー攻撃による他人の身体の障害や財物の損壊を補償 (サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項)

貴社のシステムが外部からのサイバー攻撃を受けたことによって生じた第三者の身体の障害や財物の損壊に起因する損害を補償します。

サイバー保険の基本補償では、サイバー攻撃を受けたことに起因して、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりすることにより発生した損害に対しては、オプションを付帯しなければ補償されません。外部からの不正アクセスにより、自社施設のエレベーターが誤作動を起こし、来往者にけがをさせるケースなども想定されますので、これらの補償をご希望の場合は本オプションをセットすることをご検討ください。



その他オプション③

情報漏えいのみを補償(情報漏えい限定補償追加条項)

基本補償のうち、情報漏えいに起因する損害のみを補償の対象とします。

サイバー保険の基本補償では、サイバー攻撃、情報漏えい、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務に起因する損害が包括的に補償されます。これらのうち、情報漏えいに起因した損害に限定した補償をご希望の場合は本オプションをセットすることをご検討ください。



■親会社やシステム管理部門が加入者となり、システムを共有しているグループ会社全体を記名被保険者としてご契約方法もございます。詳細は損保ジャパンまたは取扱代理店にお問い合わせください。

みんなで共有



インシデント発生時の各種サービス

緊急時に
何をすべきか
わからない

セキュリティ事故でお困りの際、まずはご相談ください。
損保ジャパンのグループ会社、SOMPOリスクマネジメント㈱の提供する、
安心のサービスをご案内いたします。

SOMPOサイバーインシデントサポートデスク

サイバー攻撃や情報漏えいなどの事故が発生した際に、まずはSOMPOサイバーインシデントサポートデスク

[事故例] このようなセキュリティ事故でお困りの際は、まずはご相談ください。

Case 1

- データが暗号化された
- 脅迫メッセージが表示されPCがロックされた



Case 2

- 情報が漏洩している
- 取引先など外部から通達があった



Case 3

- ホームページが勝手に書き換えられた
- ホームページの不具合を攻撃された



対応する要員や
ノウハウがない

緊急時サポート総合サービス(自動セット)

サイバー攻撃などによる情報

サイバー 攻撃の発生

(情報漏えいのおそれ)



検知・初動対応

事故の検知、初動対応を実施

調査・分析

状況整理、フォレンジック調査等を実施

調査・応急対応支援機能

ポイント①

万が一の事故発生時、被害の拡大を防ぐためには、いち早く詳細調査を行うことが必要になります！

『緊急時サポート総合サービス』の各種サポート機能

貴社の要請に基づき、右記の機能をSOMPOリスクマネジメント㈱と提携事業者により提供します。対応にかかる費用は、サイバー保険の保険金としてお支払いします。

コーディネーション機能

- 必要となる各種サポート機能の調整
- 事故対応窓口との連携・アドバイス など

調査・応急対応支援機能

- 事故判定
- 原因究明・影響範囲調査支援
- 被害拡大防止アドバイス など

緊急時広報支援機能

- 記者会見実施支援
- 報道発表資料のチェックや助言
- 新聞社告支援 など

※緊急時サポート総合サービスはサイバー保険で保険金がお支払いできる事故の場合にかぎり、ご利用いただけます。

※緊急時サポート総合サービスは日本国内での対応に限りです。※対応内容によって、全額をサイバー保険の保険金としてお支払いできない場合があります。

(損保ジャパンのご契約者のみご利用可能)

※本保険以外でも損保ジャパンのご契約者であれば利用可能です。

にご相談ください。経験豊富な担当者が、初動対応のアドバイスをを行います。

Case 4

- 自社を騙るメールが送られている
- 怪しいメールの添付ファイルを開いてしまった



さいばーじこは

0120-318-258

24時間365日受付(年中無休)

夜間(17時以降)および休日の受付事案については、対応およびサービス提供がSOMPOリスクマネジメント㈱の翌営業日(平日9時以降)になる場合があります。

漏えいが発生した場合の対応例

対処・原因究明

原因究明・影響範囲の調査、被害拡大の防止

調査・応急対応支援機能

報告・情報公開

■広報対応

監督官庁等への報告、
対外発表、被害者への謝罪

緊急時広報支援機能

■問合せ対応

被害者などの対応のため、
コールセンターの設置

コールセンター支援機能

復旧・再発防止

暫定対策、恒久対策などの
検討および実施

ポイント②

個人情報保護法の改正により、
事故発生時には再発防止措置を
講じて報告することが義務化
されています！

事後対応

再発防止策の実施状況に
対する報告要請等への
対応

信頼回復支援機能

SOMPOリスクマネジメント㈱が事故対応に関する必要なサポートをコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡大防止・早期復旧を支援します。

コーディネーション機能

コールセンター支援機能

- 事故に関し信用を毀損するSNS投稿などへの対応支援
- WEBモニタリング・緊急通知

- コールセンター立上げ
- コールセンター運営
- コールセンターのクロージング支援 など

信頼回復支援機能

- 再発防止策の実施状況について報告書を発行 など

GDPR対応支援機能

- GDPR対応に要する対応方針決定支援
- 監督機関への通知対応支援
- 協力弁護士事務所の紹介 など

ウイルス対策ソフトだけでは防げません

企業における多層防御策として、約8割の中小企業がウイルス対策ソフト・サービスを導入していると回答しています。それ以外の防御策に関しては、導入率が極端に下がり、何も導入していないという企業も1割ほどあります。

企業における多層防御策の実施状況

ウイルス対策ソフト・サービスの導入

77.2%

ファイアウォール

35.6%

ワンタイムPW、
ICカード、USBキー、
生体認証等による
個人認証

17.0%

メールフィルタリング
ソフトウェア

11.6%

ウェブ閲覧の
フィルタリング
ソフトウェア

13.3%

VPN

17.1%

特に何もしている
ものはない

9.5%

出典：独立行政法人情報処理推進機構「2021年度 中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査－調査報告書－」

しかし、『未知のウイルス』はウイルス対策ソフトをすり抜けてきてしまう

手配済みのウイルス(既知)

WANTED

ブロック

ウイルス対策ソフト

初犯のウイルス(未知・新種)

通過

企業がサイバー攻撃に
気づかず、
放置してしまう期間は

平均 207日

※発覚の約9割が第三者からの指摘

Emotetの感染に気が付かないと、いくつものマルウェアを呼び込み、ランサムウェアに感染して、データが暗号化されるなど被害の拡大となる可能性があります。

パソコン監視・分析サービス「SOMPO SHERIFF」



★サイバー攻撃の
可能性を早期発見

★週次の分析レポート
等

ウイルス対策ソフトを
すり抜けてくる
マルウェアを常に監視し、
解析検知・復旧支援いたします。

サイバー保険とSOMPO SHERIFFの組み合わせで、さらに安心

1

SOMPO SHERIFFで、
対策ソフトを潜り抜けた
マルウェアを早期に発見。



2

SOMPOサイバーインシデント
サポートデスクに相談して、
すぐに対応を開始。



3

サイバー保険で、追加
コストをかけずに
適切な対処。

対応にかかる
費用や業者手配は、
緊急時サポート総合
サービスで完結。



既に導入済みのウイルス対策ソフトと併用で更にセキュリティ強度が向上します。

『SOMPO SHERIFF』で自社のセキュリティ状況を確認しませんか？

セキュリティ上、重大なインシデントの場合は、異常検知の確認ができれば即時に速報通知します。

お客さま

STEP 1

お申込み

ホームページから
お申込みください。



STEP 2 ソフトウェアのインストール作業 集中管理画面のログイン (チューニング設定)

STEP 3 週次分析レポートの確認

週次分析レポートでは各分析結果概要から各端末のセキュリ
ティリスクを確認できます。また管理画面にログインすること
により、各端末の詳細な情報や対処方法を確認できます。

SOMPOリスクマネジメント

お申込み完了メールの自動送信

インストーラー発行準備(1週間程度)

ソフトウェアインストールのご案内 (集中管理ツールのご案内)

ログの受信の確認

パソコンの監視 (週次分析レポートの提供)

※「SOMPO SHERIFF」は分析対象のパソコンの全てにインストールしてください。

※SOMPOリスクマネジメントが加入した損害保険ジャパン株式会社のサイバー保険が自動付帯されており、1社あたり年間累計100万円を上限に補償されます。

※「SOMPO SHERIFF」はSOMPOリスクマネジメント株式会社が運営するサービスです。

※本サービスを利用するためには、サイバー保険とは別でお申し込み手続きが必要となります。

※本ページはサービスの概要を説明したものです。サービスの詳細については、損保ジャパンまたは取扱代理店にお問い合わせください。

『SOMPO SHERIFF』のお申し込みはこちらから! >>

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。 <https://srm.sompocybersecurity.com/lp/sheriff/index.php>



ご加入について

1

ご加入対象者

全国商工会議所の会員

2

業種や売上高等のご申告

取扱代理店がご提供する「基礎情報申告 兼 セキュリティ対策確認シート」にて、業種や売上高^(※1)等のご申告をお願いします。

※1 貴社の直近会計年度の年間売上高(消費税込み)をご申告ください。

新規事業者の場合は、事業計画で見込み売上高(消費税込み)をご申告ください。

3

お見積りの提示

保険金額やオプション補償を決定し、取扱代理店からお見積りを提示します。

4

加入のお手続き

①必要書類

新規・継続加入共通

- 保険契約申込書
- 基礎情報申告 兼 セキュリティ対策確認シート
- 預金口座振替依頼書^(※2)
- 被保険者・求償権放棄先明細書(保険金額共有用)^(※3)

※2 新規加入(含む中途更改)または継続加入で振替口座を変更する場合は提出が必要です。

※3 該当がある場合のみ提出が必要です。

②保険料の払込方法

- 保険料は補償開始月の翌々月5日(休日の場合は翌営業日)に引落としとなります。
- 通帳へは「SMBC (サイバーホケンSJ)^(※4)」と印字されます。

※4 金融機関により通帳印字が異なるケースがございます。

③申込締切日

取扱代理店必着の期限となります。

(1)新規・継続加入の場合

補償開始月の前月15日(休日の場合は翌営業日)までに、必要書類を取扱代理店にご提出ください。

(2)変更手続き(中途脱退、預金口座変更、加入者名・住所変更など)

毎月1日付での変更を受け付けています。変更月の前月15日(休日の場合は翌営業日)までに取扱代理店までお申し出ください。なお、振替口座は変更月の翌々月5日より変更されます。

2025年3月1日より加入の場合のスケジュール

2月

17日

新規・継続締切日

(2月15日、16日は休日のため)

3月

1日

補償開始日

4月

5月

7日

保険料引落日

(5月5日、6日は休日のため)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項等、各種特約をセットしたものです。
保険契約者	日本商工会議所
保険期間	2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時までの1年間となります。申込締切日までの受付分について、受付日の翌月1日午後4時から1年間となります。
申込締切日	補償開始月の前月15日(休日の場合は翌営業日)
引受条件 (保険金額等)、 保険料	引受条件(保険金額等)、保険料はご加入時の保険契約申込書をご確認ください。
●加入対象者	全国商工会議所の会員
●被保険者	全国商工会議所の会員ならびに、その使用人等
●お支払方法	一括払のみです。 加入月(補償開始月)の翌々月5日(休日の場合は翌営業日)にご指定の口座から引落としとなります。 ※引落としができなかった場合は、翌月に引落としします。2か月連続で引落としができなかった場合は最初からご加入がなかったものとさせていただきます。
●お手続き方法	保険契約申込書等に必要事項をご記入のうえ、その他必要書類と併せて取扱代理店までご提出ください。 (詳細はP13参照)
●中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、脱退する月の前月15日(休日の場合は翌営業日)までにご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
満期返れい金・ 契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

▼お支払いする保険金の種類

【第三者に対する賠償責任部分】

サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、情報の漏えいまたはそのおそれ、ITユーザー業務による偶然な事由によって、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定 ^(※) がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。(※)業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

【事故発生時の各種対応費用部分】次の(1)～(4)について保険金をお支払いします。

(1)サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等(他人の業務の休止または障害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます)が発生するおそれのある状況を認識した場合またはサイバー攻撃の発生が客観的に明らかになった場合に、以下の事故対応特別費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 事故対応関連費用	次のアからソに掲げる費用 ア. 文書作成のために要する費用 イ. 増設コピー機の賃借費用 ウ. 事故状況の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用 オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用 カ. 事故の対応のために要する記名被保険者の使用人等の交通費および宿泊費 キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用 ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当 ケ. 臨時雇入費用 コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用 サ. コールセンターの設置、運営等の費用 シ. 弁護士等への相談費用 ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用 セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上での書き込み、投稿等に対応するために要した費用
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用(被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用および再発防止策の結果、再発防止策の実施状況に関する報告書発行費用等を含みます。
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイに掲げる費用 ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用 イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用
④ 被保険者システム修復費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用 ア. 被保険者システムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器(携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品を除きます)ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検、調整試運転等の費用 イ. 損傷した被保険者システムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用 ウ. 消失、改ざん、破壊等を被ったソフトウェア(使用人等の所有するモバイル通信端末等を除きます)の修復、再製作または再取得費用
⑤ 法人謝罪対応費用	事故による被害を受けた法人に対する見舞品 ^(※) の購入費用および発送費用。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額を設定します。(※)有体物にかぎります。

(2)サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合(注)に支出するサイバー攻撃対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
③ 事故対応関連費用	(1)①エ、シおよびスに掲げる費用 ^(※) (※)実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注)公的機関からの通報、貴社がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。

(3)情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと(注)によって支出する以下の情報漏えい対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品 ^(※) の購入費用および見舞品 ^(※) の発送費用。この費用に関しては、1名あたり個別の限度額が設定されます。(※)有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品 ^(※) の購入費用および見舞品 ^(※) の発送費用。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額が設定されます。(※)有体物にかぎります。

(注)情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

(P.15からの続き)

④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用
⑤ 事故対応関連費用	(1)①に掲げる費用
⑥ 再発防止費用	(1)②に掲げる費用
⑦ データ復旧費用	(1)③に掲げる費用
⑧ 被保険者システム修復費用	(1)④に掲げる費用

(4)規制手続きもしくは、法令等に抵触するおそれがある場合において支出した以下の法令等対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカに付随する費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きを行うために負担した費用
③ 再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用

※詳しくは、適用される普通保険約款、特約条項および追加条項等をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① ご加入者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐欺取られたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐欺取られたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等(以下のアからウに掲げるものをいいます)。
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
ウ. 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における重要インフラサービス、安全保障または防衛に重大な影響を及ぼすもの
- ⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等
- ⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等

※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと

【喪失利益・営業継続費用部分】

- ① ご加入者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 労働争議
- ④ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑤ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関し行つた暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑦ 衛星通信の機能の停止
- ⑧ 被保険者が新たなソフトウェアを使用した場合または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアまたはイに掲げる対象事故
ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた対象事故

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、適用される普通保険約款、特約条項および追加条項等をご確認ください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

- ご加入者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
＜告知事項＞保険契約申込書および付属書類の記載事項全て
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項は以下の通りです。
①記名被保険者 ②業務内容 ③損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項 ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数値を記載する場合はその内容

② 加入証明書について

保険契約申込書のお客さま控えは、大切に保管してください。
加入証明書が必要な際には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。

④ 他人のための契約について

ご加入者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑤ 記載事項の確認

お客さまの保険料算出に特に関係する売上高や申告書の質問事項につきましては、保険契約申込書または申告書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑥ 保険料の算出について

- 確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。保険料の算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
- この保険の最低保険料^(注)は保険契約申込書に記載していますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

- (1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

通知事項

- 保険契約申込書および付属書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること*
※保険契約申込書などに記載された事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実がご加入者または被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生がご加入者または被保険者の原因ではない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまで通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご加入者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご加入者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) ご加入者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

Ⅲ 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

サイバー攻撃や情報漏えい等、事故が起こった場合は、遅滞なく、SOMPOサイバーインシデントサポートデスクまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

● 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③ 保険の対象の価値、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の傷害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

⑤ 示談交渉サービスはありません

- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。
- なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

【事故が起こった場合】

サイバー攻撃等、事故が起こった場合は、
遅滞なく、SOMPOサイバーインシデントサポートデスクまでご相談ください。

【SOMPOサイバーインシデントサポートデスク】

 **0120-318-258**

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

年中無休・24時間365日

※夜間(17時以降)および休日の受付事案については、
対応およびサービス提供が平日9時以降となる場合があります。

Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象です。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 個人情報の取扱いについて

保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンおよび各地商工会議所に提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、各地商工会議所、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者ならびに各地商工会議所に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパンウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。各地商工会議所は、本契約に関する個人情報を、団体保険に関する会員の確認、加入者からの照会・応答の他、団体保険その他各地商工会議所が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために取得・利用します。申込者（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

④ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3820

【受付時間】平 日：午前9時～午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始は休業）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ご契約者である団体のウェブサイト上の約款等に記載しています。

または、必要に応じて、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

SOMPO

【担当営業店】

<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先

【取扱代理店】

【商工会議所名】